| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| | **○文部科学省、経済産業省** | | | |
| 二 | 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示 | 一五 | 二 | |
| | **○文　化　庁** | | | |
| 一四 | 国宝を管理すべき団体を指定する件 | 二二 | 三 | |
| 一一五―一七 | 重要文化財を管理すべき団体を指定する件 | 二二 | 三 | |
| | **○厚生労働省** | | | |
| 二一八 | 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示 | 一 | 176 | 三九 |
| 二一九 | 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 | 八 | 二 | |
| 二二〇 | 生物学的製剤基準の一部を改正する件 | 八 | 181 | 一六 |
| 二二一 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 | 八 | 181 | 二一 |
| 二二二 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示 | 一三 | 183 | 一 |
| 二二三 | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 | 一三 | 183 | 四 |
| 二二四 | 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示 | 一三 | 183 | 六 |
| 二二五 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件 | 一四 | 一 | |
| 二二六 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件 | 一四 | 一 | |
| 二二七 | 令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件 | 一五 | 四 | |
| 二二八 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件 | 一九 | 三 | |
| 二二九 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 | 二五 | 二 | |
| 二三〇 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 | 二五 | 三 | |
| 二三一 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件 | 二七 | 二 | |
| 二三二 | 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件 | 二九 | 195 | 七五 |
| 二三三 | 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件 | 二九 | 195 | 七五 |
| 二三四 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件 | 二九 | 195 | 七六 |
| 二三五 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件 | 二九 | 195 | 七六 |
| 二三六 | 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 | 二九 | 195 | 七六 |
| | **○農林水産省** | | | |
| 一一七二 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一 | 四 | |
| 一一七三 | 輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 一 | 七 | |
| 一一七四 | 肥料の登録が失効した件 | 一 | 七 | |
| 一一七五―一一七六 | 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 | 一 | 八 | |
| 一一七七 | 農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 一 | 176 | 四〇 |